

消防の動き



2013
8
No.508

- 東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申
- 平成24年1月～12月中の製品火災に関する調査結果



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申

平成25年8月号 No.508

巻頭言 大規模・多様化する災害への消防の対応（消防審議会会長 吉井 博明）
～第26次消防審議会の答申について～

Report

平成24年1月～12月中の製品火災に関する調査結果 6

TOPICS

「平成25年度危険物安全週間」推進行事の実施結果 8

「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」の開催 9

平成25年度消防庁所管補助金等の交付決定 10

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練の実施について 12

安全功労者・消防功労者表彰式 13

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両（重機及び重機搬送車）の配備について 14

先進事例紹介～消防の広域化

埼玉県 埼玉西部消防局「消防の広域化により政令都市並みの消防本部誕生」..... 16

先進事例紹介

バイスタンダーのこころのケア～勇気ある行動に対して～（岡山県 岡山市消防局）..... 18

消防通信～望楼

藤沢市消防局（神奈川県）／大津市消防局（滋賀県）／ 20

湖南広域消防局（滋賀県）／八幡浜地区施設事務組合消防本部（愛媛県）

消防大学校だより

救助科（第67期） 21

救急科（第75期） 22

報道発表等

最近の報道発表について（平成25年6月26日～7月25日）..... 23

通知等

最近の通知 24

広報テーマ（8月分・9月分） 24

お知らせ

危険物施設等における事故防止について 25

外出先での地震への対処 26

9月1日は防災の日
防災訓練に参加しましょう 27

～災害に備え、防災知識の向上をめざす～



■ 表紙
本号掲載記事より

大規模・多様化する災害への 消防の対応

～第26次消防審議会の答申について～



消防審議会会長 吉井 博明

第26次消防審議会は、平成23年6月、東日本大震災の直後に発足しました。まず最初に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方」について審議し、続いて期限が切迫していた、「消防組織法第三十一条に基づく市町村消防の広域化について」中間答申をとりまとめました。そして今年5月、「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的対応のあり方に関する答申」を出しました。この答申は、首都直下や南海トラフの巨大地震などに対応するための緊急消防援助隊のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的対応、さらに豪雪や火山噴火といった多様な災害への消防の対応についてとりまとめたものです。

阪神・淡路大震災の教訓を受けて設置された緊急消防援助隊は、その後、災害がある度に出動し有効性を実証しましたが、同時に新たな課題も明らかになり、その都度改善されてきました。東日本大震災でも緊急消防援助隊の活躍が高く評価されましたが、装備の欠陥やロジスティックスの混乱に加えて、被災地からの情報収集や指揮命令体制、他機関との連携、航空部隊の運用、受援体制等についてさまざまな問題が指摘されました。本審議会では、これらを受けて、運用訓練の一層の充実、事前計画の訓練による有効性検証、関係実働機関との情報共有や連携体制の強化、ICTの積極的活用などの解決策を示しました。特に東日本大震災を上回るような巨大広域災害が発生した場合、受援都道府県による被災情報の収集・分析や指揮命令が機能不全に陥り、緊急消防援助隊が十分に実力を発揮できない恐れがないか、そのような事態にどう対応するかという課題をめぐって活発な議論がなされました。

また、消防事務の全部を統合するという広域化が遅れている中で、次善の策として一部の事務だけを広域対応することについても検討しました。もちろん、消防事務の全部を統合する方式が望ましいのですが、消防指令や救急相談、予防などの業務については、個別事務の共同処理であっても効果が大きく、これらを先行させることも有効性が高いと判断しました。さらに、近年、豪雪時の除排雪や火山噴火時の降灰除去など、従来から消防が行ってきた災害対応以外の業務にどう係わるという難しい問題もあります。これについては、それぞれの地域に固有の事情があり、全国一律に決めることができないので、業務に当たる消防関係者の安全確保や補償などについての対策をしっかりとった上で活動するように求めました。

全国の消防が、これらの答申を活かし、大規模・多様化する災害による被害の軽減に大きく寄与することを強く願う次第です。



東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申

総務課



答申の手交

その後、消防庁長官より平成24年3月16日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方について」諮問を受け、議論を開始した。その後、残された課題である首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応等について議論を行い、今回の答申に至ったもの。

答申において示された主な事項は以下のとおりである。

平成25年6月11日、吉井博明消防審議会会長から岡崎浩巳消防庁長官へ「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」の手交が行われました。答申の概要を次のとおり紹介します。なお、本答申は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h25/250611_syobo_kouikika_arikata.pdf) に掲載していますので、詳細については当該ページを参照してください。

検討の経緯

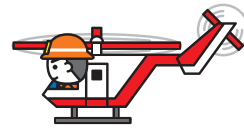
第26次消防審議会は平成23年6月に発足後、東日本大震災を踏まえた大規模地震等の災害に備えた消防防災体制の充実・強化について議論を重ね、平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」を行った。

1 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

都道府県知事は、消防応援活動調整本部の長として、調整の権限を有効に行使できるようにするため、被災状況に応じた実働機関の部隊投入調整などの機能をこれまで以上に発揮できるよう、消防応援活動調整本部運営訓練等に取り組む必要がある。

南海トラフの巨大地震や首都直下地震のような巨大災害に対応するため、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備にする必要がある。

巨大災害時は自衛隊・警察・海上保安庁などの関係機関との連携が困難になることが見込まれることから、さらなる実効性向上のため、合同訓練等あらゆる機会を通



消防審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

【委員】

- 石井 正三 (社団法人日本医師会常任理事)
- 岡田 智典 (一般社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長)
- 北村 吉男 (全国消防長会会長)
- 国崎 信江 (株式会社危機管理教育研究所代表)
- 小出由美子 (株式会社日本国際放送番組制作部部長)
- 関根 一彌 (公益財団法人埼玉県消防協会会長)
- 田村 圭子 (新潟大学危機管理室教授)
- 永坂 幸子 (愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長)
- 根本 美緒 (フリーアナウンサー)
- 茂木なほみ (主婦連合会常任幹事)
- 室崎 益輝 (ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)
- 山本 保博 (東京臨海病院院長)
- ◎吉井 博明 (東京経済大学コミュニケーション学部教授)

【専門委員】

- 秋本 敏文 (財団法人日本消防協会会長)
- 今村 文彦 (東北大学災害科学国際研究所副所長兼教授)
- 片田 敏孝 (群馬大学大学院工学研究科教授)
- 福和 伸夫 (名古屋大学減災連携研究センター長兼教授)
- 山根 峯治 (JAXA客員研究員)

会長◎ 会長代理○

じて情報共有方法や通信方法について普段から確認しておくことが必要である。

- ・ 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要である。
- ・ 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間(地理空間情報等)を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要である。

2 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- ・ 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、以下のような個別事務の広域的対応を推進することが必要である。
- ・ 消防指令業務：共同運用の推進による広域的な消防指

令システムの整備、人員配置の適正化により現場体制の強化が図られるほか、迅速かつ効率的な相互応援が可能となるなどの一定のスケールメリットが得られる。

- ・ 救急業務：上記の指令の共同運用による救急搬送の統一的運用の推進や、救急相談業務を広域的に実施することにより、必要な医師等を確保しやすくするほか、ICTを活用したリアルタイムでの情報共有などにより、円滑な搬送・受入が可能となる。
- ・ 予防業務：予防・警防業務間の連携を確保した上で、業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等を行うことで、一時的な業務量への対応や専門人材の確保が図られる。また、措置命令等の技術指導を現場で実践的に行えるよう、経験豊富なベテラン職員の活用などによる研修などを通じ、消防本部全体のスキルの向上が図られる。

3 多様化する災害(豪雪・火山災害等)に対する消防機関の対応のあり方

- ・ 地震・大規模火災・豪雨など消防が通常その任務として救急・救助等の活動を行う大規模災害のほか、豪雪や火山災害などに対し、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要である。
- ・ 地域により地勢・気候等の実情が異なることや、住民の消防に対する期待が非常に高いことを考えると、消防が果たすべき任務の限界について、全国画一に線を引くことはできない。
- ・ 一方で、業務にあたる消防職団員の安全確保や、公務災害を受けた際の補償の観点から、消防の業務、あるいは市町村の行う公務として行う活動として行うことが望ましく、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて検討し、地域防災計画等で明確化するべきである。
- ・ 消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進することが必要である。

問い合わせ先

消防庁総務課 信夫、中野、鷹觜
TEL: 03-5253-7506

平成24年1月～12月中 の製品火災に関する 調査結果

消防技術政策室

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高く、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められており、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

このような社会的情勢等を踏まえ、消防庁では、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を強化しているところです。

また、平成25年4月から施行された改正消防法第32条により、製品火災対策の強化を図っています。従来、火災の原因である疑いがあると認められる製品の調査にあたっては、消防機関から当該製品を製造し若しくは輸入した事業者に対して、任意の

事情聴取又は報告を求めてきたところですが、この求めが拒まれるような場合には、火災原因調査に支障を生じるおそれがありました。このため、消防機関に資料提出命令権等を付与し、火災原因の特定に必要な資料の提出や報告を求めることができるようにしたものです。

2 平成24年1月～12月中の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成24年1月～12月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器を発火源とする火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」について製品情報を調査しました。

消防機関より報告された火災の製品情報を集計した結果、「製品の不具合により発生したと判断される火災」

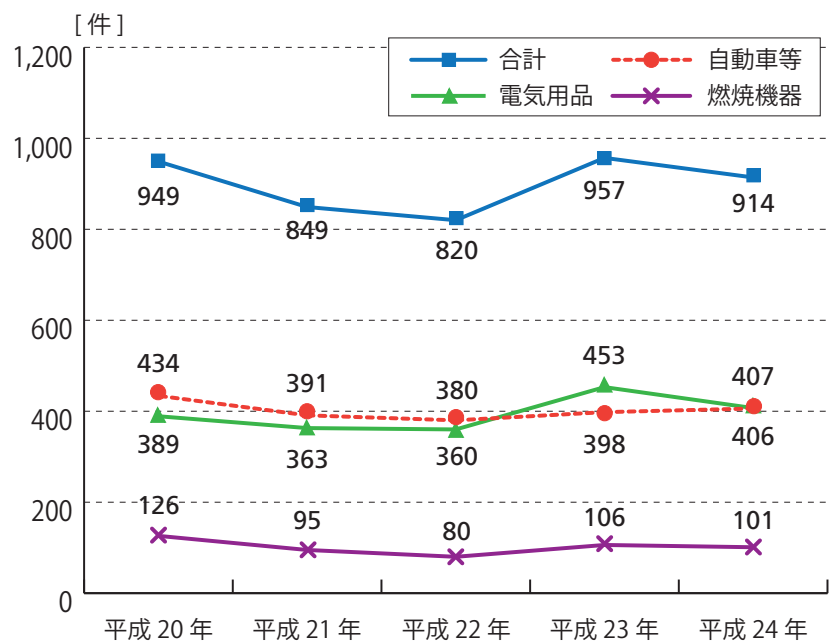


図1：最近5年間における製品火災件数の推移

表1：平成24年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
合計 (前年からの増減)	406 (+2.0%)	407 (-10.2%)	101 (-4.7%)	914 (-4.5%)
① 製品の不具合により発生したと判断される火災	28	143	28	199
② 原因を特定できない火災	378	264	73	715

表2：「製品の不具合により発生したと判断される火災」の発火源製品

製造業者等	製品名	型式	件数
(米) アップル社	携帯用音楽再生プレーヤー	iPod nano (第一世代)	14件 (平成24年：4件) (平成23年：6件) (平成22年：4件)
小泉成器株式会社	電子レンジ	KRD-0106	12件 (平成24年：2件) (平成23年：2件) (平成21年：6件) (平成20年：2件)
ジェックス株式会社	観賞魚用ヒーター	GEX コンパクトスリム オートヒーター 300W	9件 (平成24年：2件) (平成23年：3件) (平成22年：4件)
東芝キャリア株式会社	エアコン	RAS-406LDR	4件 (平成24年：2件) (平成20年：2件)
日立アプライアンス株式会社	電気こんろ	HT-1250	6件 (平成24年：2件) (平成22年：2件) (平成20年：2件)

が199件、「原因を特定できない火災」が715件、製品火災全体件数は914件（対前年比-4.5%）となり、昨年と比較すると減少したものの、平成22年と比較すると高い水準にあります。

また、本年中に製品の不具合により発生したと判断される火災の発火源製品のうち、発火源該当件数が2件以上あった製品は15品です。そのうち、以下の5品はこれまでも複数年にわたり発火源該当件数が2件以上あった製品で、該当する製品の火災については、全て社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。

これらの製品に係る火災については、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております*。

本年中の結果を踏まえ、消防庁では全国の消防機関に製品火災に関する注意喚起について通知したほか、火災予防啓発及び火災原因調査の資料として活用し、収集した情報については、消費者庁に情報提供するとともに、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図り、製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしております。

（※ 消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7_1.html）。

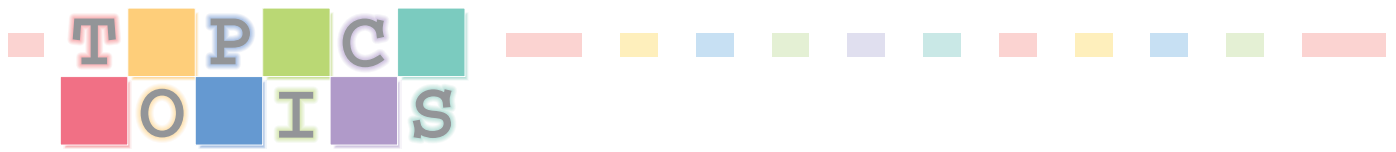
3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。そこで、消防庁においては、引き続き製品火災に関する調査結果を公表していくとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実・強化に努めていくこととしております。

今後とも、消防庁では、関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしています。

問い合わせ先

消防庁総務課技術政策室 福井、福田
TEL: 03-5253-7541



「平成25年度危険物安全週間」推進行事の実施結果

危険物保安室

消防庁では、危険物を取扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成25年度は6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」として、危険物保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

6月3日（月）に開催した「危険物安全大会」では、危険物保安功労者等消防庁長官表彰式及び記念講演が行われました。

◇危険物安全大会

●消防庁長官表彰

1. 危険物保安功労者（個人） 20名
2. 危険物保安功労者（団体） 2団体
3. 優良危険物関係事業所 25事業所
4. 危険物安全週間推進標語
「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」
原 匡史 氏
5. 危険物事故防止対策論文（2作品）
 - ① 「石油コンビナート等特別防災区域内における『未来の重大事故』を無くすための提言について」
中村 将也 氏（大竹市消防本部 化学機動隊）
 - ② 「危険物事故防止対策の原点『うっかりミス』撲滅への挑戦＝若年層研究員が主役の“守り”から“攻め”への事故防止実践型・反復型訓練による安全ポテンシャル値の向上＝」
萬治 亮三 氏（三洋化成工業株式会社 桂研究所）

●記念講演

山崎登 氏（NHK解説主幹）
「東日本大震災を取材して」

また、6月4日（火）（東京会場）及び6日（木）（大阪会場）に開催された「危険物施設安全推進講演会」では、危険物関係事業所の従業員や消防関係者を対象として、基調講演及び事故事例発表が行われました。

◇危険物施設安全推進講演会

●基調講演

大谷 英雄 氏（横浜国立大学大学院環境情報研究院

人工環境と情報部門安全管理学分野 教授）
「危険物の火災・爆発について」

●事故事例発表

1. 太田 俊裕 氏（三井化学株式会社岩国大竹工場 安全・環境部主席部員）
「岩国大竹工場製造施設での爆発火災事故概要と対策について」
2. 松村 浩行 氏（堺市西消防署予防課 参事）
「1年後に覚知した硫黄漏えい事故」

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても講演会、研修会、広報・啓発活動、立入検査、消防訓練、表彰式等の様々な行事が行われました。



危険物安全大会における岡崎浩巳前消防庁長官式辞



山崎 登 氏による記念講演

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」の開催

消防・救急課

1. 目的

平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るため、地方公務員においては地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請されています。こうした状況の中で、消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、消防力を維持しながら再任用職員(高齢職員)がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用するために必要な条件等について検討することを目的として「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」を発足し、6月12日に第1回検討会を開催しました。

2. 検討項目

検討会では、次の項目について検討を行います。

- ・再任用職員を配置できるポスト(職場)確保の方策について
- ・再任用職員がこれまで培った知識や経験を活用できる職域について
- ・さまざまな職域で再任用職員が活躍するための人材育成法について
- ・再任用職員を積極的に活用するための体力管理及び安全管理対策について



第1回検討会の様子

3. 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討会の趣旨やスケジュール等について事務局から説明が行われた後、各委員から再任用制度の現状や課題に関する意見交換が行われるとともに、消防本部等における再任用制度についての取組が紹介されました。

4. 検討会のスケジュール

- ・第1回 平成25年6月12日
- ・調査の実施 平成25年8月～10月頃
- ・第2回 平成25年11月中旬～下旬頃
- ・第3回 平成26年2月上旬～中旬頃

本検討会の検討結果は、平成25年度中に「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会構成員

(敬称略・五十音順)

【座長】

武田 俊彦 消防庁審議官

【委員】

越後谷 晃 千葉市消防学校学校長
 岡本 達也 富山県知事政策局消防課長
 君嶋 幸夫 東京消防庁人事部職員課長
 熊坂 誠 相模原市総務局総務部参事兼職員課長
 五嶋 青也 総務省自治行政局公務員部高齢対策室長
 清水 哲弥 松本広域消防局総務課長
 管澤 信博 銚子市消防本部総務課長
 副島 将司 京都市消防局総務部人事課長
 本山 和平 高知市消防局消防署所再編推進担当副参事
 森本 祐司 枚方寝屋川消防組合消防御本部総務部次長兼人事課長
 八上弥一郎 長浜市総務部人事課長
 矢島 啓志 茅ヶ崎市消防本部消防次長兼消防総務課長
 山口 勝 横浜市消防局総務部人事課長

問い合わせ先

消防庁消防・救急課職員第二係 城田
 TEL: 03-5253-7522

平成25年度消防庁所管補助金等の交付決定

消防・救急課

消防庁は、5月29日付けで、平成25年度の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金、並びに防災情報通信設備（Jアラート）整備事業交付金の交付決定を行いました。

平成25年度の予算額は、消防防災施設整備費補助金が19億375万5千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金が48億9,634万1千円（うち消防救急デジタル無線分3億9,983万1千円）、防災情報通信設備整備事業交付金が5億円となっています。

1. 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は58億5,864万9千円で、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設整備費補助金
9億8,426万9千円
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金
45億7,632万8千円
- ③防災情報通信設備整備事業交付金
2億9,805万2千円

(2) 交付決定の主な対象施設・設備及び数量

- ①消防防災施設整備費補助金については、耐震性貯水槽199基、消防指令センター5施設及び防火水槽（林野分）12基の整備に対して交付決定を行いました。
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金については、救助消防ヘリコプター1機、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付、化学、はしご付含む）117台、災害対応特殊救急

自動車106台、救助工作車24台及び消防救急デジタル無線設備3本部の整備に対して交付決定を行いました。

- ③防災情報通信設備整備事業交付金については、Jアラート自動起動装置26市町村の整備に対して交付決定を行いました。

2. 都道府県別補助金交付決定状況

補助金等ごとの各都道府県別の交付決定額は、右の表のとおりです。

なお、各市町村に対する交付決定の状況については消防庁HPに掲載しています（<http://www.fdma.go.jp/>）。

3. その他

消防庁では、地方公共団体の要望にできるだけ応えることができるよう、交付決定後入札によって生じる差額（以下「契約差金」という。）を、交付できなかった他の事業に充てることとしております。

このため、地方公共団体において契約等を早期に行うことができるよう、交付決定を当初予算成立後速やかに行ったところですので、今回交付決定された地方公共団体におかれましては、直ちに契約事務に着手し、契約差金が生じた場合には速やかに変更の手続きを行っていただくようお願いします。

今後は、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金、並びに防災情報通信設備整備事業交付金について、先般実施した地方公共団体からの要望に基づき、追加交付決定（第二次）を実施する予定です。

平成25年度消防庁所管補助金等の交付決定状況

		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊 設備整備費補助金	防災情報通信設備 整備事業交付金
1	北海道	23,622	204,062	60,188
2	青森		102,430	11,760
3	岩手	7,854	44,108	4,830
4	宮城	10,472	144,085	45,995
5	秋田	23,562	57,697	22,995
6	山形	13,090	133,683	23,000
7	福島	34,364	105,117	70,508
8	茨城	21,225	104,009	0
9	栃木	38,166	139,688	0
10	群馬	7,854	23,946	0
11	埼玉	13,090	134,335	0
12	千葉	2,618	208,503	0
13	東京	25,311	46,548	0
14	神奈川	109,889	319,037	0
15	新潟	34,114	59,904	0
16	富山		98,481	0
17	石川	5,236	68,522	4,615
18	福井			0
19	山梨	27,604	63,091	0
20	長野	94,013	103,619	0
21	岐阜	4,202	142,802	0
22	静岡	10,036	181,207	0
23	愛知	13,090	520,869	0
24	三重	7,934	67,300	0
25	滋賀		42,173	0
26	京都	15,472	44,788	0
27	大阪		163,024	0
28	兵庫	7,854	80,830	0
29	奈良	1,738	71,492	13,902
30	和歌山	3,967	32,454	
31	鳥取	10,472	51,090	0
32	島根	5,236	26,961	0
33	岡山		146,241	0
34	広島	18,326	57,007	0
35	山口	5,162	70,841	0
36	徳島	6,632	190,979	0
37	香川			0
38	愛媛	205,896	93,807	11,292
39	高知	19,386	35,054	0
40	福岡	45,668	156,711	0
41	佐賀	10,472		0
42	長崎	10,837	49,654	0
43	熊本	17,454	110,414	8,400
44	大分	20,944	31,964	0
45	宮崎	10,472	12,133	0
46	鹿児島	40,935	35,668	8,517
47	沖縄			12,050
合 計		984,269	4,576,328	298,052

問い合わせ先

消防庁消防・救急課財政係 本間
TEL: 03-5253-7522

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練の実施について

国民保護室

1 はじめに

全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）は、弾道ミサイル情報や津波警報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国民へ瞬時に伝達するシステムです。内閣官房又は気象庁から緊急情報が発信され、これが市町村の受信機に届くと、防災行政無線等の情報伝達手段を自動的に起動させる自動起動装置を通して、人の手を介さずに自動で音声放送等を行うしくみになっています。

消防庁では、緊急時における迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、定期的にJアラートを用いた訓練を実施しています。今回実施する全国一斉情報伝達訓練は、内閣官房から地方公共団体への導通に加え、市町村が持つ情報伝達手段の作動を確認するもので、昨年度から実施しているものです。

2 全国一斉情報伝達訓練の内容

(1) 日時

平成25年9月11日（水）

午前11時00分 試験①（事前音声書換方式）

午前11時30分 試験②（即時音声合成方式）

(2) 実施団体

原則としてJアラート受信機を運用する全ての地方公共団体

(3) 実施内容

【配信する情報】

内閣官房から事前音声書換方式及び即時音声合成方式により試験放送の情報を配信。

防災行政無線等からの放送内容は、各試験ともに次のとおり。

「これは試験放送です」×3回＋コールサイン＋下りチャイム

【市町村が実施する訓練】

①導通試験

Jアラート受信機を運用する全ての地方公共団体において、配信された情報が受信機まで到達したかどうかを受信画面で確認します。

②各市町村のJアラート運用状況に応じて実施する訓練

導通試験に加え、各市町村が住民へ情報伝達するために整備している情報伝達手段を用いて、Jアラートで受信した情報が適切に伝達できるかを訓練します（下表参照）。このため、各市町村のJアラート運用状況に応じて訓練に用いる情報伝達手段が異なることに注意が必要です。

原則として、自動起動できる手段（Jアラートにより情報が受信機まで到達した後、各市町村又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、情報伝達ができるもの）については、自動起動による訓練を実施します。手動でしか伝達できない手段（情報伝達手段はあるが、Jアラート受信機又は自動起動機と接続しておらず、人が操作しなければ情報伝達ができないもの）については、手動での起動訓練を実施します。

表 各実施団体の状況に応じて実施する情報伝達手段の起動訓練

起動する情報伝達手段の例	防災行政無線、防災行政無線以外の屋外スピーカー、コミュニティFM、CATV放送、音声告知端末、携帯メール、広報車 等
起動方法	○自動起動機運用団体は、原則として自動起動 ○自動起機未運用団体は、手動による起動

3 おわりに

近年、緊急時の情報伝達について国民の関心が高まっています。

緊急時においても迅速かつ確実に情報を伝達するためには、Jアラートの情報を自動で伝達することができる自動起動機や防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備を進めるとともに、情報伝達体制について不断の点検・改善を図ることが重要です。

情報伝達体制について万全を期すため、御協力をお願い致します。

問い合わせ先

消防庁国民保護室 浅野、伊藤、蔵田
TEL: 03-5253-7551

安全功労者・消防功労者表彰式

総務課

1. 平成25年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日（月）内閣総理大臣官邸において、菅義偉内閣官房長官、大石利雄消防庁長官などのご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを趣旨として、行われているものです。



受賞者代表謝辞



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者（火災予防関係）

平成25年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者（火災予防関係）個人4名、団体3団体

2. 平成25年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

去る7月5日（金）都道府県会館において、柴山昌彦総務副大臣、大石利雄消防庁長官、秋本敏文日本消防協会会長、襲田正徳日本消防設備安全センター理事長などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及や安全水準の向上等のために尽力し、又は貢献した消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、功績顕著な消防団員及び婦人（女性）防火クラブ員に対する表彰です。

問合わせ先

消防庁総務課 高橋
TEL: 03-5253-7521



安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（消防団員）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（婦人（女性）防火クラブ員）

平成25年度安全功労者総務大臣表彰受賞者
個人17名、団体11団体

平成25年度消防功労者総務大臣表彰受賞者
消防団員8名、婦人（女性）防火クラブ員4名

緊急消防援助隊車両（重機及び重機搬送車）の配備について

参事官



写真1 重機及び重機搬送車

1. はじめに

東日本大震災の津波浸水区域では、泥水、崩壊した建物等の瓦礫や様々な津波堆積物が一面に広がり、多くの地域では車両が進入することができず、迅速な検索救助活動の妨げとなりました。各地域の消防本部では、建設業者・解体業者等と災害時の協力関係を事前に構築しており、今回も道路啓開等に対して民間事業者から多大な協力を得ることができましたが、民間事業者の多くも被災者であるような状況では、計画通りの迅速な対応を実施することが困難な場面もありました。

このような経験を踏まえ、消防機関が実施する検索救助活動をより迅速且つ効果的に実施するためには、消防機関自らが重機を保有し、日頃から訓練を実施するなどによりその活用に習熟していくことが必要です。このため、消防庁では消防組織法第50条の規定に基づき、重機及び重機搬送車（写真1）を全国の19消防本部に配備し、緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図ることとしましたので、その概要を紹介します。

2. 重機

今回、北海道から沖縄までの消防本部に3 t重機及び5 t重機の2クラスを合計19台配備しました。配備した重機は、津波浸水区域での道路啓開、救助現場での瓦礫除去等の活動に加えて、大規模火災や水害等の現場での活動にも資するため、先端のアタッチメントを標準のバケットのほかに、油圧旋回フォーク、油圧ブレーカー、油圧切断機に交換可能であり、重量物の把持、金属の切断、コンクリートの破碎など幅広い活動が可能となります。また、アーム部分には固定式管銃を装備しており、自走式放水としての活用も可能です。さらに、消防用の特別仕様として、ラジコンによる遠隔操作（写真2）であるため、救助隊員が近づくことのできない倒壊の恐れがある建物や土砂災害現場などの危険地帯での作業を可能にする仕様となっています。



写真2 ラジコンによる遠隔操作



表1 重機基本スペック

	3 t 重機	5 t 重機
製造業者	株式会社 小松製作所	株式会社 小松製作所
車両形式名称	PC30MR-3	PC55MR-3
バケット容量	0.009m ³	0.16m ³
機械質量	3,550kg	5,630kg
輸送時全長	4,560mm	5,570mm
全幅	1,740mm	1,960mm
輸送時全高	2,580mm	2,630mm
エンジン型式	ディーゼル機関	ディーゼル機関
総排気量	1.642 ℓ	2.189 ℓ
定格出力（ネット）	21.4kW	28.5kW
操作方式	搭乗／遠隔併用式	搭乗／遠隔併用式
バケット最大掘削力	29.5kN	39kN
駆動方式	ゴムクローラ式	鋼製トリプルグ ローサシュー（着 脱式ゴムパッド付）

表2 重機搬送車基本スペック

	3 t 重機搬送車	5 t 重機搬送車
車名	日野	日野
通称名	レンジャー	レンジャー
シャーシ型式	LKG-FE7JPAG	LDG-GK8JUAA
全長	10,210mm	11,520mm
全幅	2,370mm	2,490mm
全高	2,990mm	3,195mm
ホイールベース	5,500mm	6,650mm
最小回転半径	9.4m	10m
車両総重量	14,315kg	19,925kg
乗車定員	3名	3名
原動機型式	JO7E	JO8E
総排気量	6,403cc	7,684cc
駆動方式	4×2	6×2
艙装メーカー	帝国繊維株式会社	帝国繊維株式会社
クレーンの吊上げ 能力	ユニック製UR-U 373型(2.9トン)	ユニック製UR-U 373型(2.9トン)

3. 重機搬送車

今回整備した重機は緊急消防援助隊として応援出動するためのものであり、災害現場に速やかに到着し、活動を開始することが必要です。このため、重機に併せて、重機搬送車を合計19台配備しました。重機搬送車としては、重機を緩やかな傾斜で積み降ろしができるように、スライド機構によりボディが地面へ接地するスライド

キャリアを採用しました。また、アタッチメント架台を備え、油圧旋回フォーク、油圧ブレーカー、油圧切断機を常時積載できる仕様となっています（写真3）。なお、重機搬送車に搭載したクレーンは、交換のためにアタッチメントを積み降ろすことに加えて、災害現場において重量物の排除も可能です。



写真3 アタッチメント

4. おわりに

緊急消防援助隊においては、東日本大震災における被害や活動状況等を踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、首都直下地震等の大規模災害に備えた更なる機能強化が求められています。

消防庁では、引き続き無償使用制度等を活用し、緊急消防援助隊の装備等の充実強化に取り組んでまいります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係 大田
TEL: 03-5253-7507

先進事例 紹介

消防の広域化

消防の広域化により政令都市並みの消防本部誕生

埼玉県 埼玉西部消防局

管内の概況

本組合は、埼玉県の南西部に位置し、管内構成市は所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市となっています。この地域は東京都心から30キロメートルから50キロメートル圏に位置しており、外秩父（そとちちぶ）山地から、高麗・加治・狭山などの丘陵を経て、東端の武蔵野台地へと続く豊かな自然に恵まれた地域です。

管内人口約78万8千人、面積約406km²に1本部、5署14分署を配置し、消防用車両75台、職員864人（平成25年4月1日現在）で、災害に対応しており、全国で18番目、組合消防では最大規模で政令都市並みの消防本部となりました。

広域化に至る経緯

平成18年の消防組織法の一部改正に基づき、埼玉県では平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」を策定、県内7ブロックの広域化対象市町村の枠組みを示し、埼玉県消防広域化第4ブロックとして所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市の枠組みが示されました。

構成5市は、消防を取り巻く様々な環境のもと消防責任を十分果たしていくための有効な手段としての消防広域化を検討する「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を平成22年1月に設立し、様々な検討を行ってきました。この協議会では、広域化後の将来ビジョンとして策定した組合市

合意による「埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画」、これに基づく経費検証やメリット・課題の検証を行い、その結果消防の広域化が組合市の住民に、より一層のスケールメリットを確保できるとし、消防の広域化について合意されました。その後議会や市民に説明を行い、十分な理解のもと平成23年12月の構成市各議会で「埼玉西部消防組合規約」が可決され、その後1年3ヶ月の準備期間を経て平成25年4月1日に当組合が設立されました。

管内図





管理者・藤本所沢市長

広域化の効果

広域化による本部機能の統合により、現場職員を60人程度増強することができ、初動体制の強化が図られました。

従来の建物火災における出場体制は、第1出場で消防ポンプ車数が3台から5台であったのに対し、広域化後は9台まで出場可能となり、消火活動の充実に加え、指揮体制、活動支援や安全管理体制など、より一層充実したものとなりました。同時に広域化前に課題であった第2出場以降の体制も強化されております。

さらに高機能指令装置の導入により直近方式が採用され、特に市境周辺では現場到着時間の短縮が大いに期待されるところです。

現在の取組

従来独立した各市の体制から、当組合と各市の連携など様々な課題に取り組む必要があることから、定期的に次の会議を開催しております。

1 企画調整委員会

組合市の政策担当課長及び消防局課長等で構成され、消防組合の組織及び財務に関する調整を行います。

2 埼玉西部消防組合財務調整会議

組合市の財務担当課長及び消防局担当課長で構成され、消防組合の予算及び決算など財務運営に関する特定の事項を審議します。

3 埼玉西部消防組合構成市防災担当者連絡会議

組合市の防災担当課長及び消防局担当課長で構成され、消防組合と組合構成市との災害時の円滑な連携を保つことを目的としています。

まとめ

当地域での消防の広域化は広域化ありきではなく、広域化することが住民のために必要か否かの検討から進められました。

広域化前の消防本部はいずれも管轄人口が10万人以上の消防本部でした。中でも所沢市については、当初国の広域化の基準である管轄人口30万人を越える消防本部でしたが、検証によると様々なメリットがありました。

当組合は、一つの地方公共団体としてはまだまだ完成したとは言えませんが、常に住民への消防サービス向上の為、広域化したことによるメリットを最大限活用し、政令都市並みの規模にふさわしい組織を作っていきたいと思っております。



同時に発隊した高度救助隊員による構成市市長への宣誓

バイスタンダーのこころのケア ～勇気ある行動に対して～

岡山県 岡山市消防局

はじめに



管内図

岡山市は、岡山県の南部、岡山平野の中央に位置し、災害が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。平成21年4月には、全国で18番目となる政令指

定都市へと移行し「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」をその将来都市像として掲げ、さらなる飛躍を目指しております。

岡山市消防局の管轄面積は1,058.65km²、管轄人口は71万4,402人（平成24年4月1日）であり、消防局は、1局（6課）、5署、14出張所、1救急ステーション、職員666名（定数714名）の体制で消防防災に取り組んでいます（平成24年4月1日現在）。

（管轄には消防事務を受託している吉備中央町分を含みます。）

バイスタンダーフォローアップの取組開始とその背景

救急隊が到着するまでの間、傷病者に対する応急手当は、善意のバイスタンダーに依存している状態です。そのため、救命率向上を目指し、消防機関をはじめ様々な団体が応急手当の普及啓発を行っています。近年、市民による心肺蘇生法実施及び除細動（PAD）等により、CPR状態の傷病者が社会復帰した事例もよく耳にするようになってきました。

しかし、救急現場でバイスタンダーが心肺蘇生を実施する場合を考えてみてください。救命の資

機材もなく、医学的な予後の知識もなく、自分の行った手技が正しかったかどうかを判別してくれる体制もない中で、傷病者の命をたった独りで任されるといった、救急隊の活動条件と比べても大変不安を感じる条件のもと、バイスタンダーは心肺蘇生法を実施することになります。

そのため、バイスタンダーが救急現場で傷病者にCPRを実施した場合、心的ストレスを受ける可能性があることは容易に想像がつきます。しかし、そのストレスをサポートするシステムは殆ど存在していないのが現状です。

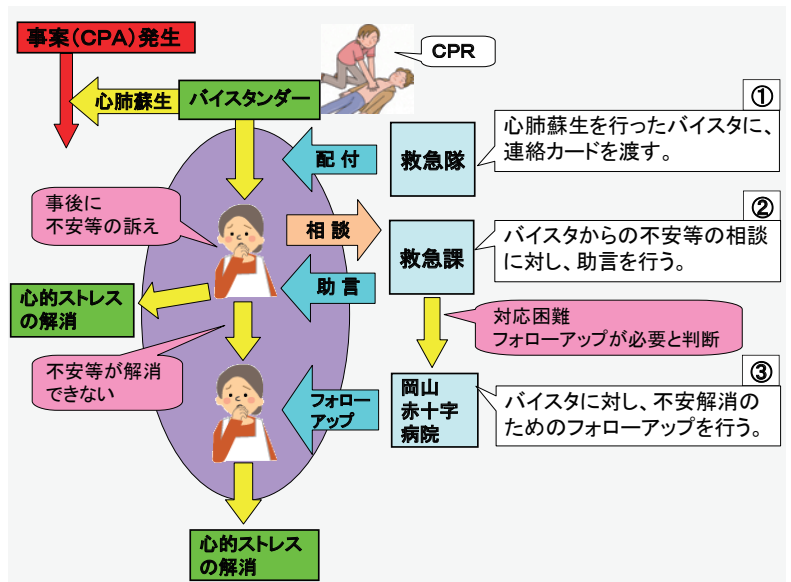
そこで、平成23年1月、岡山市消防局は、バイスタンダーフォローアップの取組を開始しました。

「バイスタンダーフォローアップ」とは、バイスタンダーの心的ストレスをサポートする取組の名称であり、取組に際し、岡山赤十字病院にバックアップしていただいています。

バイスタンダーフォローアップの概要

- ①救急現場で、傷病者に心肺蘇生を実施しているバイスタンダーに対し、連絡カードを配布する。
- ②事後、バイスタンダーからの心的ストレスについての相談を、岡山市消防局救急課で受け、不安を感じているバイスタンダーに対し助言を行う。
- ③その後、必要ならば、岡山赤十字病院がフォローアップを行う。

取組の概要



連絡カード

応急手当を行ってくださった方へ
(岡山市消防局)

救急隊が到着するまでの間、勇気を持って応急手当にあたっていただき、ありがとうございました。

※救急現場において、目撃したこと、応急手当をおこなったことでなにか不安なこと等がありましたら、裏面の相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

岡山市消防局 救急課救急指導係
電話番号：086-234-9977
(平日の8:30から17:00まで)

協力病院：総合病院 岡山赤十字病院

—

取組状況

現在、取組を開始し2年半が経過していますが、連絡カードの配布状況を見てみると、平成23年は130名、平成24年は173名となっています。不安の相談はこれまでに2件ありましたが、幸いにも病院でのフォローアップが必要となりませんでした。この相談により、心的ストレスを受けるバイスタンダーの存在が確認され、取組の必要性が明確となりました。

課題としては、2年間で48%となっている連絡カードの配布率を上げることです。配付困難の理由として「救急活動中に配付のための時間がとれない」等が挙げられていることから、職員への運用に関する教養も重要になると考えています。

また、応急手当普及啓発用のパンフレットに当該取組を掲載するなどしており、今後市民への広報にも力を入れていく方針です。

県下への取組の広がり

バイスタンダーフォローアップの取組は、岡山県下で広がりを見せています。岡山市消防局に続き、岡山県南東部地域の4消防本部が、平成25年1月から取組を開

始しました。取組内容は岡山市消防局と同じ方法であり、やはり、岡山赤十字病院にバックアップしていただいています。

取組に対する意識調査アンケート

この春、取組のさらなる効果的な運用を目的とし、岡山県下全14消防本部の救急救命士に「意識調査アンケート」を実施しました。対象は救急現場で活動する全救急救命士387名であり、370名からの回答を得ました(回答率95.6%)。

この調査結果からも、心的ストレスを受けるバイスタンダーの存在が確認され、約85%の救命士が、バイスタンダーの心的ストレスをサポートする取組が必要であると回答しています。

また、取組期間が長い岡山市消防局と、最近取組を開始した県南東部の4消防本部、また、未だ取組を実施していない県下9消防本部を比較すると、調査結果に違いが出ているため、実際に取組を継続することで、救急救命士の意識変化が起きていると考えられます。

例えば、連絡カードの配付に際し、岡山市消防局の救急救命士は、他の消防本部の救急救命士に比べ、バイスタンダーや関係者の心情、気持ちに特に気を配ることが分かりました。岡山市消防局では、バイスタンダーフォローアップの取組を開始して以降、救急活動に対するクレームはなく、これは、救急救命士が救急現場で関係者の心情に気を配ることにより、接遇が良くなっているためではないかと思われ、バイスタンダーフォローアップの予期していなかった効果ではないかと考えています。

さらに、今回の調査で、様々な課題や注意点、運用の工夫例が示されました。

今後

バイスタンダーフォローアップの取組を継続していく上で、今回のような調査を定期的実施し、運用に改善を加えながら、一人でも多くの勇気あるバイスタンダーの心の不安を取り除くような体制作りをすると共に、バイスタンダーの心的ストレスの存在やフォローアップの必要性を全国に発信していく考えです。

「海辺の大切な命を守るために・・・」
～水難救助活動時の連携体制に関する取り組み～

藤沢市消防局

平成25年7月1日、当消防局は、神奈川県ライフセービング連盟等4ライフセービング団体、海上保安庁、藤沢警察署と、「災害情報の共有」、「各機関が保有する船舶、救助艇及び救助資機材等の有効活用」、「災害時における救助活動の連携・協力体制の確立」を盛り込んだ「覚書」を締結。全国的にも先進的な取組であり、一層の安全・安心の向上が期待されます。

当日、片瀬海岸東浜で開かれた海開きで、海水浴シーズンに備え、締結機関の合同水難救助訓練を実施、連携体制の確立を図りました。



合同訓練の様子

流水救助訓練の実施

大津市消防局

大津市消防局は、平成25年6月27日、28日の両日、在日米海軍統合消防局から講師を招いて流水救助訓練を実施。兵庫県尼崎市消防局との合同訓練として、本場アメリカで実施されている基礎訓練から、ラフティングボートを活用した流水域での救助活動訓練を行いました。陸上支援隊と連携をとりながら、流水域での活動の困難さを理解でき、たいへん有意義な訓練となりました。

今後も、流水域で有効な救助活動展開のため活動技術の向上に努め、いかなる災害にも対応できるよう取り組んで参ります。



訓練実施状況

消防通信 望楼 ぼうろう

クリントンタウンシップ(滋賀県野洲市：姉妹都市)交流使節団が消防局を視察

湖南広域消防局

平成25年7月10日、野洲市の姉妹都市・米国ミシガン州クリントンタウンシップ(デトロイトの郊外住宅地域)から交流使節団13名が当消防局を視察されました。高校生・大学生を含む使節団は7月6日～17日の12日間、野洲市に滞在。視察はたいへん暑い日でしたが、消防庁舎の見学、はしご車搭乗体験、放水体験、地震体験など実際の消防車両や資機材に触れ、興味深く日本の消防防災を体感。本消防局は、国際文化アカデミーを修了した女性職員が通訳として対応するなど国際交流を深めました。



はしご車搭乗体験 地上35mへ

「消防庁舎等使用不能時における施設使用に関する協定」締結

八幡浜地区施設事務組合消防本部

平成25年6月28日、当消防本部は、株式会社フジ物流と「消防庁舎等使用不能時における施設使用に関する協定」を締結しました。これは愛媛県内初の協定であり、大規模災害発生時において消防本部庁舎が使用不能となった場合でも、代替施設に災害活動拠点を構えることが可能となります。また、東日本大震災において燃料供給体制が混乱したことを教訓として、株式会社フジ物流の自家用給油設備に備蓄してある燃料を災害に活動を行う消防車両等へ優先的に供給する内容もこの協定に含まれます。

消防庁舎等使用不能時における施設使用に関する協定
株式会社フジ物流 / 八幡浜地区施設事務組合



佐々木敬夫消防長と株式会社フジ物流菊池城治社長

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救助科(第67期)

消防大学校では、平成25年4月16日から6月6日までの52日間にわたり救助科第67期を実施し、全国の消防本部等から選抜された救助業務の指導的立場にある消防職員60名が、寄宿舎生活を送りながら共に学びました。

救助科の教育目的は、救助業務に関する高度な知識及び技術の修得と、救助業務の教育指導者としての資質向上を図ることであり、特に救助業務の管理者・指導者としての資質向上と、組織の幹部候補として必要とされる知識や心構えの修得を主眼に置いて実施しました。

座学では、安全管理をはじめ、現場指揮、リーダーシップ論、救助行政の動向、NBC災害、救助技術の高度化、予防業務、火災調査、人事管理、教育技法、説得技法及び接遇等、救助隊長として必要不可欠となる知識の修得に努めました。

実技では、教育指導演習、危険予知訓練(KYT)、指揮シミュレーション訓練、火災対応訓練、NBC災害対策訓練、震災対応訓練、多数傷病者対応訓練、急流救助対策訓練、編みロープを使用した訓練及び学生企画総合訓練等から、救助隊長として身につけるべき基本技術を学びました。

また、今期から実火災体験型訓練(ホットトレーニング)を取り入れ、過酷な火災現場と同様の濃煙熱気を体験するとともに、火災性状等に関する知識の修得及び高度の注水技術を学び、実火災対応型の訓練を実施しました。

また、実技全体を通じて、座学で学んだ安全管理理論を訓練で実践するため、「安全・確実・迅速」を目標に掲げ、危険な行動には迷わず停止させる習慣を身につけました。

研修を終えた学生からは、「救助技術だけでなく、今後、指導者としての考え方や情報を広い分野で研修できた。」「教育指導、安全管理の修得ができたことと同時に、新たに取り組むべき課題も見出せた。」など、多くの前向きな意見が寄せられました。

今後は、消防大学校で学んだ知識・技術にさらに磨きをかけ、組織力の強化を果たすとともに地域社会の安心と安全の確保・維持のため活躍することが期待されます。



学生企画総合訓練



課題研究・グループ討議

救急科(第75期)

消防大学校では、平成25年5月7日から6月5日までの30日間にわたって、救急業務の指導・監督の立場にある職員の資質の向上を目的に、救急科第75期を実施しました。全国の消防本部等から選抜された救急隊長・都道府県消防学校の救急担当教官等が、設定されたカリキュラムの下、教育訓練に積極的に取り組みました。

現在、救急業務は、出場件数の増加、医療との連携による搬送体制の構築等多くの課題を抱えており、学生は救急業務の指導者として必要とされる知識、技術の習得に努めるとともに、その職責、心構えについても認識を深めました。

研修では、消防庁救急企画室長をはじめとする多彩な講師陣により、救急が抱える法律的問題、その解決方法、最新の救急医療の動向、大規模災害への対応として医療との連携などの他、先進的な指令室業務の講義そして現地視察等を実施しました。また、表現能力の向上を図るためにパワーポイントを用いた資料の作成等効果的な活用方法を学び、系統だった理論に基づいての部下指導及び研究発表などが実践できるよう、リーダーシップ論、教育技法、説得技法や接遇に関する講義や演習等も実施しました。

さらには、課題研究の授業では、各学生が救急業務を遂行する上での問題点について自らテーマを設定し、現状、課題、解決策等について整理、検討を行い、その検

討結果については研究成果として、学生全員の前で発表しました。この他、訓練企画運営の授業では、研修の集大成として各班ごとに救急訓練のシナリオ作成を行い、他の班を実施隊として想定訓練を実際に行い、訓練結果についての検討会を設け評価し合うことにより、訓練指導技術の向上に大いに役立つ内容のものとなりました。

1ヶ月にわたる研修の中で、学生は多彩なカリキュラムに真剣に取り組むとともに、寮生活においても各消防本部の現状及び業務上抱える課題等について熱く語り合い、全国規模の絆を育みました。

教育を終えた学生からは、「指導・管理的役割の立場にたつ者のための教育訓練であると強く感じた。」「今まで経験したことのない講義内容であった。」「教育訓練と現場活動をどう結び付けながら、救急隊員をどう育てるか、その難しさと大切さを深く学ぶことができました。」などの意見がありました。

救急科第75期の卒業生42名は、全国各地の消防本部等において救急業務の指導者的役割を担い、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等様々な場面での活躍が期待されます。

問い合わせ先

消防庁消防大学校 教務部
TEL: 0422-46-1712



企画訓練（救命処置）



視察研修（指令センター）



報道発表・通知等



最近の報道発表について (平成25年6月26日～7月25日)

<総務課>

25.7.3	<u>平成25年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰</u>	安全功労者表彰受賞者 個人17名、団体11団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員8名、婦人(女性)防火クラブ員4名
25.6.30	<u>平成25年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)</u>	安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者(消防関係) 個人4名、団体3団体

<技術政策室>

25.6.27	<u>「消防防災科学技術研究推進制度」における平成25年度新規課題の採択</u>	消防庁では消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)により、研究助成を行っています。平成25年度の新規研究課題については、5件を採択しました。 ① 福島第一原発での教訓を踏まえた突入撤退判断システムの開発 ② 津波に対する危険物貯蔵施設の多段階防護システム ③ ゲル状消火剤の高精度投下による安全かつ効果的な航空消火システムの開発 ④ 聴覚・言語機能障がい者のための緊急通報システムの開発 ⑤ 傷病者の体調に優しい救急車用ベッドの振動低減に関する研究開発
---------	--	--

<救急企画室>

25.7.16	<u>平成25年6月の熱中症による救急搬送の状況</u>	平成25年6月の全国における熱中症による救急搬送人員は4,265人であり、平成24年6月の熱中症による救急搬送人員1,837人と比べて、2.3倍となっています。 救急搬送人員の年齢区分をみると、高齢者(65歳以上)が2,108人と最も多く、次いで成人(18歳以上65歳未満)1,479人、少年(7歳以上18歳未満)617人、乳幼児(生後28日以上7歳未満)60人の順となっています。
---------	------------------------------	--

<予防課>

25.7.24	<u>「障害者施設等火災対策検討部会」の開催</u>	平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、消防庁が主催する「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」において、消防法の用途区分上同様の火災危険性があるとされている障害者・障害児施設、救護施設、乳児院について検討をするため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「障害者施設等火災対策検討部会」を開催することとしました。
25.7.17	<u>「ホテル火災対策検討部会報告書」の公表</u>	平成24年5月13日(日)広島県福山市において発生したホテル火災を踏まえ、「ホテル火災対策検討部会」を開催し、ホテル旅館等の火災被害防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられました。
25.7.12	<u>老朽化した消火器の廃棄処分時の破裂による負傷事故に係る対応</u>	去る6月20日及び7月8日に宮城県仙台市及び岡山県倉敷市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました。消防庁としては、消費者庁とも情報を共有した上で、全国の消防機関に対し、一般家庭や事業所に対して周知するよう依頼するとともに、環境省を通じて廃棄物処理事業者への周知を依頼したところです。今後、各消防本部や婦人(女性)防火クラブ等の協力を得ながら、秋の全国火災予防運動などを通じ、老朽化した消火器の回収が促進されるよう働きかけを行ってまいります。
25.7.2	<u>消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件(案)等に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応</u>	消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件(案)等の内容について、平成25年3月27日から平成25年4月25日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、10件の御意見をいただき、御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめました。また、意見募集の結果を踏まえ、容器弁の点検に係る事項については今後再検討を行うこととし、当該告示のうち容器弁の点検に係る事項を除いたものを本日公布しました。

<危険物保安室>

25.7.16	<u>「危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討会」の開催</u>	高発泡の泡で区画内を埋め尽くして消火する高発泡消火設備を危険物施設に設置する際の技術基準について、「危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討会」を開催します。 【主な検討項目】 (1)高発泡の消火性能に関する事項 (2)高発泡消火設備の効果的な消火方法のあり方に関する事項 (3)(1)及び(2)を踏まえた高発泡消火設備に係る技術基準の策定に関する事項
---------	---	--



報道発表・通知等



25.7.4	<u>危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布</u>	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成25年5月18日から平成25年6月16日までの間、国民の皆様から意見を募集したところ、本件に対する御意見はございませんでした。これを踏まえて、本日当該省令を公布しました。
--------	--	--

<特殊災害室>

25.7.23	<u>「石油コンビナート等防災体制検討会」の発足</u>	石油コンビナート等における防災の確保を目的として、総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を発足することとしました。
---------	------------------------------	--

<防災課>

25.7.5	<u>災害時要援護者の避難支援対策の調査結果</u>	政府として、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）を参考に、市区町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針等（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）が策定・整備されるよう促進しており、消防庁において、平成25年4月1日現在における各市区町村の取組状況を調査し、結果を取りまとめました。
25.6.28	<u>津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況等について（調査結果）</u>	津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成25年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめました。

最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
<u>消防予 第298号</u>	平成25年7月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」の改正に伴う過去の通知の取扱いについて
<u>消防予 第297号</u>	平成25年7月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
<u>消防予 第274号</u>	平成25年7月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
<u>消防予 第266号</u>	平成25年7月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
<u>消防消 第143号</u> <u>消防災 第243号</u>	平成25年7月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 防災課長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について
<u>消防災 第252号</u>	平成25年6月28日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	消防団の充実強化について（依頼）
<u>消防消 第152号</u>	平成25年6月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成24年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について
<u>消防予 第257号</u>	平成25年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防本部 消防長	消防庁予防課長	台所等における住警器等の設置及び維持の指導要領並びに定温式住宅用防災警報器の設置及び維持に係るガイドラインについて

広報テーマ

8 月		9 月	
① 防災訓練への参加の呼びかけ	応急対策室 防災課 危険物保安室	① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 防災課
② 外出先での地震の対処		② 住宅防火防災キャンペーン	
③ 危険物施設等における事故防止		③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	

危険物施設等における事故防止について

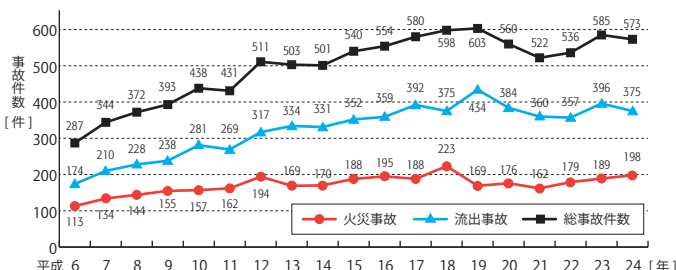
危険物保安室

○平成24年中の危険物施設における事故件数

平成24年中の危険物施設における事故件数（火災及び流出事故の合計件数）は、前年より12件少ない573件でした。

なお、この件数は、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年と比較すると、約2倍に至っており、事故防止対策の一層の推進が必要です。

危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

また、平成24年中には、以下のような大規模な危険物に係る事故が発生しました。

- ①レゾルシンプラント内の反応器について緊急停止措置の切替えを行った際に、当該反応器内の攪拌が停止し、上部の温度が上昇、内圧が高まり破裂し、爆発火災に至ったものと推定される事故（死者1名、負傷者21名）
- ②アクリル酸製造施設において、タンクに一時貯蔵されていたアクリル酸が重合反応を開始し、当該タンクの内圧が高まり破裂し、飛散することで火災に至ったものと推定される事故（死者1名、負傷者36名）

○平成25年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、「平成25年度危険物事故防止アクションプラン」を以下のとおり取りまとめました。当該アクションプランに基づき、官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願いします。

<危険物事故防止に関する重点項目>

危険物施設における事故の件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図り、同様の事故をできるだけ減らしていくことが重要です。

近年の危険物に係る事故や東日本大震災の状況に鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

1. 地震・津波対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震想定や津波想定の見直しが行われているが、このような状況を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、訓練を通じた習熟度の向上を図ること。

特に、地震や津波により想定される被害を具体的にイメージした上で、従業者等に対する地震・津波情報の確実な伝達、個々の従業者が行うべき応急対策の再確認、津波のおそれがある場合の避難方法については明確にしておくこと。

特に、地震や津波により想定される被害を具体的にイメージした上で、従業者等に対する地震・津波情報の確実な伝達、個々の従業者が行うべき応急対策の再確認、津波のおそれがある場合の避難方法については明確にしておくこと。

2. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

経年劣化によるタンク、配管等からの流出事故を防止するために、日常点検、定期点検等の際に、計装類の指示値の異常、異音・異臭等の有無、錆垂れの有無等を見逃さない体制を確立するとともに、必要に応じて点検方法を見直し、不具合の発生が疑われる部位は速やかに補修、取替え等の対策を講ずること。

3. 保安教育の充実

知識不足、慣れから生じる配慮不足等による事故を防止するため、現場の整理・整頓・清掃や作業員間のコミュニケーション能力の向上といった基本事項を徹底する教育を実施し、効果測定の実施を推進すること。

特に、同種事業所において発生した事故事例は、軽微なものも含めて同種の事故の発生を防ぐ上で参考になる場合が多いことから、保安教育を行う際に積極的に活用するとともに、可能な限り業種を超えた事故情報の活用にも努めること。

4. 異常発生時における応急対応能力の向上

電力の途絶、工程の一部機能の喪失、原材料の全部又は一部の供給停止、冷却機能の停止等の異常が発生した場合に備えて、ハード面で講じられる安全対策を再整理しておくとともに、作業員が監視すべき項目や操作すべき項目を予め決めておくこと。

この際に、作業員に対してハード面で講じられる安全対策の概要及びその場合に想定される状況について教育するとともに、監視項目、操作項目の目的及び効果について教育すること。

また、これらの異常が発生した際の事故の発生リスク、万一事故が発生した場合に想定される事故の態様等を早期に把握して、関係機関への通報、関係者への連絡等を滞りなく行うことができるよう、従業者が連携して速やかに対応することのできる体制を構築しておくこと。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 鈴木（健）、黒木
TEL: 03-5253-7524



外出先での地震への対処

防災課

地震が発生したとき、身の安全を確保するには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、日頃から皆さんが地震について関心を持ち、地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

1. 住宅地

強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機も倒れてくることがありますので、そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくることがあります。頭上からの落下物に注意しましょう。

2. オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

- オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- 繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒の危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



3. 海岸・川べり

海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。

- 強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。
- ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましょう。
- 津波は繰り返し来ます。第1波が小さくても後から来る波の方が高い場合があるので、いったん波が引いても絶対に戻ってはいけません。

4. 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難しましょう。また、市町村の避難指示等があれば、直ちに避難しましょう。



5. 自動車の運転中

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

- 道路の左側か空地に停車し、エンジンを止めましょう。
- カーラジオ等を活用して、正確な災害情報を入手するように努めましょう。
- 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましょう。
- 避難するときは、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、徒歩で避難しましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課震災対策係 日野、辰巳
TEL: 03-5253-7525



9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

応急対策室

わが国では、毎年のように地震、台風、大雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成25年3月11日現在で死者・行方不明者が2万1千人を超えました。

また、首都直下地震や南海トラフの巨大地震といった大規模地震の切迫性も指摘されています。

さらに、最近では竜巻や局地的大雨による被害が多発しています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験するこ

とにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。また、いつ起きるかわからない地震・津波災害などに対する備えは、常日ごろから防災意識を持って生活することや防災訓練の体験などによって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、自分の住んでいる地域の方々と共に“いざという時どうするか”という心構えで参加し、家族みんなで防災について話し合いましょう。

いざというときの備え確認チェック

- 非常持ち出し品の準備、避難場所までの順路など、避難するときの確認事項**
 - ・ 次の物はすぐに持ち出せるように用意しましょう。
現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、飲料水、ラジオなど
- 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと**
 - ・ 消火器は初期消火に有効なので正しい使い方を覚えましょう。
- 正しい情報の入手方法と家族や近隣の人々の安否情報を確認する方法**
 - ・ 携帯電話、インターネット、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手しましょう。
 - ・ 毎月1日・15日や防災週間などで災害伝言ダイヤル(171)が体験利用できるもので、使い方を確認して、いざというときに大切な人の安否情報が確認できるようにしましょう。
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法**
 - ・ 消防署などで行う救命講習会では、軽いけがの処置をはじめ心肺蘇生法について習得できますので、進んで参加しましょう。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法**
 - ・ 大規模な災害時には消防車や救急車が直ぐに救出に向かえない場合もあるため、身近にあるノコギリ、自動車のジャッキ、バールなどを使用し、建物の倒壊や落下物などの下敷きになった人を地域のみんなが協力し合って救出できるようにしましょう。
- 避難前の安全確認**
 - ・ 停電から復旧した時の通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切りましょう。
 - ・ ガス漏れによる火災を防ぐため、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家具等の転倒防止など、自分たちで事前に備えとしてできることの確認**
 - ・ 自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識を持って生活しましょう。

総務省消防庁 生活密着情報

「地震などの災害に備えて～地震に自信を～」をぜひ参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/jisin2jisin.html>

問い合わせ先

消防庁応急対策室 応急対策第2係 和田、山本、門屋
TEL: 03-5253-7527

防災品



住宅用消火器

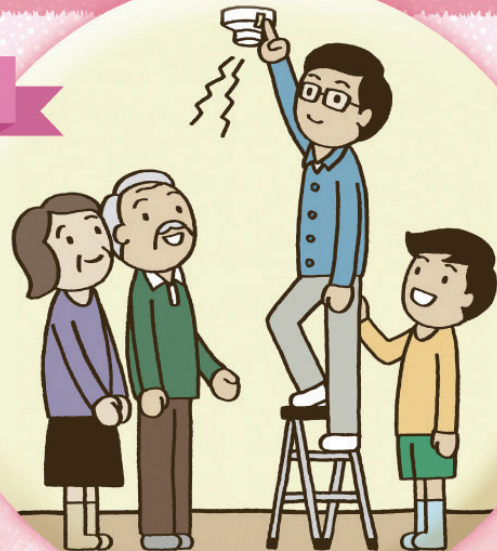


いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

敬老の日に 「火の用心」の贈り物

住宅用火災警報器

すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないように、定期的に作動確認することが大切です。



身近な
防火・防災
プロジェクト

消防庁